

第 4 章

計画の推進

第4章 計画の推進

この計画に示した施策・事業を実施、男女共同参画社会を築いていくことは、行政だけで実現できるものではありません。町職員を始め、町民、各種団体、企業、事業所などを含む地域社会全体が計画策定の趣旨を理解し、男女共同参画社会実現に向けてそれぞれの分野で実践していくことが不可欠です。

今後、男女共同参画推進プランを効果的に実効性のあるものとするため、町民とともに男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。また、男女共同参画を推進するための条例の制定について、研究を進めます。

(1) 庁内推進体制の充実

福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたる男女共同参画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、全庁的な取組が必要となります。そこで、総務課を中心として、関係各課と連携しながら、男女共同参画の推進体制の充実を図ってまいります。

庁内関係課との施策の連携を確保すること、プランの進捗管理を行うことを目的とした「男女共同参画推進庁内連絡会議」を平成29年度に設置します。なお、この会議は、「女性活躍推進基本方針」に基づく、町が女性の職業生活における活躍推進のために設置する庁内連絡会議としても位置付けます。

(2) 町民参画の推進体制の確立

男女共同参画の問題は町民全体の課題であることから、計画の推進にあたっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。町民と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むために、定期的なアンケート調査を実施するとともに、さまざまな機会を通じて町民の意見や要望を把握し、施策の展開に活用していきます。

また、知識経験を有する者、関係団体等の代表者、一般公募による町民で構成する「小川町男女共同参画推進協議会」を置き、町民と行政が協働で計画の推進に取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、国・県との連携により円滑に施策を実施していきます。

計画の推進体制

